

◎佐賀県条例第10号

佐賀県医療法の施行等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県医療法の施行等に関する条例（平成25年佐賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(病院の従業者の基準)</p> <p><b>第5条</b> 法第21条第1項の規定により病院が有しなければならない従業者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 栄養士</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(病院の従業者の基準)</p> <p><b>第5条</b> 法第21条第1項の規定により病院が有しなければならない従業者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 栄養士又は<u>管理栄養士</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。